

令和3年度

第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年8月27日

石巻市農業委員会

第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年8月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 大会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 河北町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	32番	高橋信一	委員
33番	石川雅洋	委員	34番	山田茂樹	委員
35番	勝又功	委員	36番	西條健一	委員
37番	榊田有司	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

31番 渡邊孝彦 委員

説明のため出席した者

杉山康美 河北総合支所
地域振興課長
補佐

事務局職員出席

西城芳光 事務局長

渋谷幸伸 事務局次長

渡 辺 和 子 事 務 局 長 補 佐
村 上 浩 則 主 幹
山 本 万 里 主 任 主 事
若 井 慎 太 郎 主 事

齋 藤 敏 幸 主 幹
保 理 裕 宣 主 任 主 事
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第2回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後 1 時 3 0 分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第 7 条第 1 項の規定により議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は 19 名、推進委員は 19 名であります。渡邊孝彦農地利用最適化推進委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立をいたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第 21 条第 2 項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号 3 番安部秀逸委員、4 番佐々木文彦委員をお願いをいたします。

次に、委員の皆様において質疑がある場合は、挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

◎報告第 1 号～報告第 4 号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第 2、報告第 1 号 農家相談委員会委員長報告についてを農家相談委員会、佐藤克美委員長より報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る 8 月 16 日曜日、午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分まで、農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第 1 号を終了いたします。

次に、日程第 2、報告第 2 号 使用貸借の解約による通知についてから報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思っております。これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから9ページになります。事務局から報告をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。資料は2ページからです。今月の受理件数は4件で、解約の理由は、貸人の都合のためが2件、借人の都合のためが2件でございます。

続きまして、報告第3号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。資料は6ページからです。今月の受理件数は2件で、田から畑にするため0.6から1.0mの盛土をし、野菜や果樹を作付するものでございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は9ページからです。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが2件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 河北町農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は10ページ及び別紙1になります。河北総合支所地域振興課に議案の内容について説明をお願いいたします。

○杉山康美河北総合支所地域振興課長補佐 河北総合支所地域振興課、杉山です。どうぞよろしくお願いたします。お手元の資料につきまして、議案につきまして一部修正がございますので、まずそちらのほうを説明したいと思います。

まず、別冊資料の3ページでございます。第1の整備計画の変更を必要とする理由でございますが、1行目後半にございますが、「健全農業な発展」というふうにあります。正しくは「健全な農業の発展」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

次に、3行目後半ですけれども、「土地需用の増加」ということで、「土地需用」の「用」の字のほうの間違ってございまして、「要」のほうの「需要」というふうになりますので、こちらのほうも訂正をお願いしたいと思います。

次に、4ページ目、(3)、変更内容、「石巻農業振興地域整備計画」ということで「石巻」とありますが、この部分を「河北町」というふうに訂正いただきたいと思います。

訂正箇所につきましては、この3か所でございます。

それでは、議事の部分を説明したいと思います。議案第1号、別冊1の河北町農業振興地域整備計

画の変更についてご説明いたします。今回、現状雑種地となっております土地につきまして、農用地区域から除外いたしたく、計画変更の適否について農業委員会のご意見を求めるものでございます。

初めに、資料の1、1ページでございますが、河北地区の広域図となっております。

2ページ目が今回の変更する土地、[REDACTED]を朱書きで表示してございます。

なお、今回申請する土地につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]となっております。

3ページから6ページが変更理由書となっております。3ページの河北町農業振興地域整備計画変更理由書の第1、5行目にありますが、現況雑種地となっている土地について農用地区域から除外いたしたく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により農用地利用計画の変更を行うものでございます。

変更理由書の第2、農用地利用計画の変更では、(1)、土地利用の現況及び(2)、農用地利用計画(用途区分別面積)であります。今回の変更で雑種地でありますその他から107.22a、1万722㎡を農用地区域から除外するものです。

4ページ目、(3)、変更内容であります。石巻市[REDACTED]の雑種地について、農用地から除外することにより白地にするものです。農業生産状況につきましては休耕で、県営圃場整備大谷地地区として整備を行った土地で、変更する具体的理由は現況雑種地で農地法第2条第1項に規定する農地に該当せず、農振法第10条第3項各号の要件も満たさないためとなっております。備考にあります。雑種地1万722㎡となります。

5ページ目、(4)、変更予定地選定の適否等に関する市町村長の調整経過であります。現況雑種地となっており、農地法第2条第1項に該当する土地でないことから、変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微かにつきましては、農用地区域への支障はない。変更後の農用地区域の集団性が保たれるかに対しては、集団性に支障はない。土地基盤整備事業を実施中または完了してから8年を経過していない土地ではないかに対しては、県営圃場整備事業(大谷地)の受益地内であるが、当該圃場整備事業は平成15年度に完了していることから該当しないものとなっております。

6ページの登記事項、全部事項証明書の中段になりますが、権利部(所有権に関する事項)になりますが、所有者は石巻市となっております。

以上で河北町農業振興地域整備計画の変更に係る要件説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第1号 河北町農業振興地域整備計画の変更についてご報告申し上げます。

8月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受け、現地調査を行いました。現地調査及び資料に基づき検討した結果、妥当なものと判断し、計画変更につきましては支障のないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま河北総合支所地域振興課による説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本件について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

河北総合支所地域振興課の方は退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は11ページから14ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。資料は11ページからです。

番号1番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。平成18年に相続をした時点で既に原野化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。耕作道がなく耕作するのが困難になり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。平成9年に相続した時点で既に原野化していたものです。農地に復元する物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4番、資料は12ページからです。申請地は市街化区域内の農振区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。昭和42年に相続した時点で既に原野化していたものです。農地に復元する物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

8月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査などを行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は15ページから17ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○若井慎太郎主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順に簡潔にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の耕作の利便性のための農地の売買です。申請地は、田1筆、面積911㎡です。

番号2番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買です。申請地は、田1筆、合計面積68㎡です。

次の番号3番から番号5番は、譲受人が同一であります。初めに、番号3番は、経営継承による父から子への農地の贈与です。申請地は、田11筆、畑4筆、合計面積4万3,114㎡です。

次に、番号4番は、番号3番と同じく経営継承による母から子への農地の贈与です。申請地は、田

1筆、面積4,463㎡です。

番号5番は、知人である譲渡人の耕作不便による農地の贈与です。申請地は、畑1筆、合計面積416㎡です。

番号6番は、法人への使用貸借権の新規設定です。申請地は、田4筆、合計面積4,093㎡です。

なお、当該法人は農業法人としての広域認定を受けるため、県内2市1町に所在する構成員所有の農地の借受け手続を進めておりますが、今月美里町に所在する構成員所有の農地2万9,310㎡の3条許可申請を美里町農業委員会に提出、今月25日付で許可を得ていることを申し添えます。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐藤克美委員長から事前審査の結果について報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る8月16日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。8月の案件は、売買による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が3件、使用貸借の設定が1件、合計6件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び8月11日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づきまして、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は18ページから19ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。資料は18ページからです。

本件は、当初計画者が平成25年3月22日付、宮城県（東振）指令第699号で住宅敷地として許可を取得しましたが、銀行融資を受けることができなくなり、当初計画どおりに事業を進められなくなったため、承継者が転用目的を当初どおり住宅敷地とし、承認申請をするものであります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

8月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査などを行いました。許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は20ページから32ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は20ページからです。転用目的は、駐車場敷地として所有権を移転するものです。

農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断できます。

番号2番、資料は21ページからです。転用目的は、住宅敷地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断できます。

番号3番、資料は22ページからです。転用目的は、駐車場敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号4番、転用目的は、太陽光発電施設用地として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号5番、転用目的は、太陽光発電施設用地として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号6番、資料は23ページからです。転用目的は、住宅敷地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号7番、転用目的は、住宅敷地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断できます。

番号8番、資料は24ページからです。転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから第3種農地と判断できます。

番号9番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

8月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案9件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は33ページから36ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○齋藤敏幸主幹 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。今月の受付件数は、利用権設定、中間管理事業による一括方式による集積5件、18筆、約3.1ha、利用権設定2件、9筆、約0.6ha、合計7件、27筆、約3.7haでございます。

利用権設定、中間管理事業一括方式による集積5件で、番号1番から番号5番、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸する案件。相対による集積2件で、番号1番から番号2番、貸手から認定農業者に直接農地集積を図る案件となっております。

貸借期間、9年4か月から18年7か月。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、畑、1万円となっております。米による物納、20kgから75kgとなっております。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から検討結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

8月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受けるものは、いずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の5件、利用権設定の2件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議をいたします。議案書は33ページから35ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は36ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定2件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定2件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は37ページから61ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○山本万里主任主事 議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めるものであります。

今回提案する289件につきましては、昨年度までの農地利用状況調査（荒廃農地調査）の結果により、荒廃農地の調査分類B（再生利用が困難と見込まれる農地）に判定される石巻地区の農地であります。

判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、田1筆、380㎡、畑288筆、14万6,469㎡、合計289筆、14万6,849㎡が山林、原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見てその土地を復元しても継続して

利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。

また、今回非農地と判断されたものについては、その所有者、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公図を重ねた航空写真を会場の後ろ側に5か所用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から検討結果の報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご報告申し上げます。

8月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、航空写真において確認を行いました。農地法の運用についての第4の判断基準に基づき審議した結果、非農地とすることが相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案精査に入ります。

後ろに航空写真を用意しておりますので、適宜分散していただいて確認をお願いしたいと思います。休憩は設けませんので、議案の精査は皆さんで5分程度で終わるようにお願いをいたします。会場の後ろに航空写真を準備しておりますので、確認をお願いします。

〔精 査 午後2時10分～午後2時13分〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、皆さん、確認し終わったようなので、審議に入ります。

先ほど事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。各委員さん方に確認をいただいた本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案289件については、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案289件については全て非農地と判断することと決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。
これもちまして令和3年度第2回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時16分 閉会